

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月5日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第3号

八幡浜市保内町川之石地区内において発生した落石事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月24日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和5年8月14日午後1時ごろ、八幡浜市保内町川之石9番耕地11番地1先路上（市道和田町伊方線上）において、走行中の相手方普通自動二輪車に、市道脇斜面上で発生した落石が接触し、同車両が転倒したため、破損し、損害を与えた。

このため、相手方車両の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 396,330円

